

長崎県における児童虐待の現状と課題（第2報）

～児童相談所の対応から見えるもの～

柿 田 多佳子

The Current Situation and Issues concerning Child Abuse in Nagasaki Prefecture (Part 2) : What the Information provided by the Child Guidance Centre tells us

Takako KAKITA

要 約

厚生労働省が2021年8月に公表した速報値（厚生労働省2021）によれば、2020（令和2）年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は20万件を超え、過去最多を更新している。虐待による死亡等重篤な結果を招いた事例（事件）の報道も後を絶たず、社会的関心も依然として高い状況にある。

筆者は、昨年度、長崎県の2か所の児童相談所が取り扱った2019（令和元）年度の児童虐待対応件数から見える現状と課題について、児童虐待及びその対応機関としての児童相談所について解説を加えながら報告を試みた（柿田2021）。本稿では、昨年度に引き続き、長崎県における児童虐待の現状と課題について、2020（令和2）年度の児童虐待対応件数を中心に、2019（令和元）年度との比較及び経年推移を検討し報告する。

キーワード：児童相談所、児童虐待の防止等に関する法律、面前DV、心理的虐待、児童虐待とDV

1. 虐待とはなにか（概説）

まずはじめに、虐待の定義、要因、影響等について概説する。

（1）虐待の定義等

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法、以下同じ）第1条において、児童虐待は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とされている。

さらに、家庭内における「しつけ」とは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないとして、2020（令和2）年4月から、同法第14条において児童のしつけに際する体罰が禁止されている。

児童虐待防止法第2条では、児童虐待とは保護者が行う行為であること、そして、身体的虐待、

性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待の4つの類型に分けられることを示している。条文は以下のとおりである。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）が、その監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下、同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

多くの事例においては、上記のいくつかの種類の虐待が複合していることにも注意が必要である。

（2）虐待の発生要因

虐待は、単一の要因で発生するものではなく、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複合的に絡み合って起こると考えられている。「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省2013）では、子どもの虐待が起こる原因として以下の4つの要素が揃っていることを説明している。

- [1] 多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと
- [2] 生活にストレス（経済不安、夫婦不和、育児不安等）が積み重なって危機的状況にあること
- [3] 社会的に孤立化し、援助者がいないこと
- [4] 親にとって意に沿わない子（望まない妊娠、愛着形成障害、育てにくい子など）であること

（3）虐待の子どもへの影響

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるとされているが、「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省2013）によれば、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、以下のようないくつかの共通した特徴がみられる。

① 身体的影響

打撲、切創、熱傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血、栄養障害、低身長、低体重、後遺症

② 知的発達面への影響

ことばや学習等知的発達の遅れ

③ 心理的影響

対人関係の障害、低い自己評価、行動コントロールの問題、多動、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、偽成熟性、精神的症状

また、友田（2006）は、脳の画像診断法をもとにした研究により、虐待によって発達途上にある脳の機能や神経構造に永続的なダメージを与えることを明らかにしている。

前記のとおり、虐待による影響は多岐に亘る。メディアで取り上げられる死に至るような重症例だけでなく、日常的な不適切対応によって子どもに重大な影響を与えかねないと言える。

2. 児童相談所の機能と虐待対応等について

（1）児童相談所の概要

児童相談所とは児童福祉法第12条に基づき、都道府県、政令指定都市等に設置される行政機関で、2021（令和3）年4月現在、全国に225箇所設置されている。長崎県内には2か所の児童相談所があり（長崎こども・女性・障害者支援センター及び佐世保こども・女性・障害者支援センターという2つの総合相談機関が児童相談所機能を有している）、いずれも長崎県福祉保健部の地方機関である。

国が示す児童相談所の運営ガイドラインである「児童相談所運営指針（厚生労働省2018a）」（以下、運営指針）によれば、児童相談所は「子どもの福祉を守るとともに、その権利を擁護すること」を主たる目的として設置されており、「常に子どもの最善の利益を考慮した「相談援助活動」を行うこと」とされている。

支援の対象は主に18歳未満の子どもで、職員は児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、保健師、医師、弁護士等多岐に亘っており、近年、警察との連携が強化される中で、現職警官が児童相談所職員として配置される例も増加している。長崎県においても、長崎こども・女性・障害者支援センターの児童相談所部門には、2020（令和2）年4月から長崎県警の警察官1名が派遣されている。

国は関係法令及び運営指針によって、児童相談所の組織や職員、運営に関する基準等を示しているが、それぞれの自治体が地域の事情や経緯に基づいて設置運営しており、組織編成や人員配置、業務の実際等は自治体毎に異なっているのが実態である。

（2）児童相談所の基本的機能

運営指針では以下の4点があげられている。

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、情報の提供その他必要な援助を行う（児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

専門的知識及び技術を必要とする子どもに関する相談に対し、専門的、総合的に調査・診断・判定し、それに基づいて援助を行う（児童福祉法第12条第2項）

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）

④ 措置機能

在宅指導、施設等入所、里親委託等を行う（児童福祉法第26条、第27条）

（3）児童相談所における相談の流れ

児童相談所における相談の流れは図1のとおりである。

まず、電話、来所、文書等様々な形で受け付ける相談を、受理会議において調査及び診断の方針等について協議し、最も適切で効果的な援助方法を検討する。

その後、決定した方針に沿って調査及び必要な各種診断を進め、ケースによっては一時保護を実施する等し、各診断担当者の協議により判定（総合診断）を行う。判定の結果、さらに必要があると判断されれば調査及び各種診断を補足、継続し、最終的に援助方針会議においてより効果的な援助を決定し、実施する。

担当者だけの判断でケースワークを行うのではなく、常にチームで協議を重ね、最適な対応を目指すシステムとなっている。

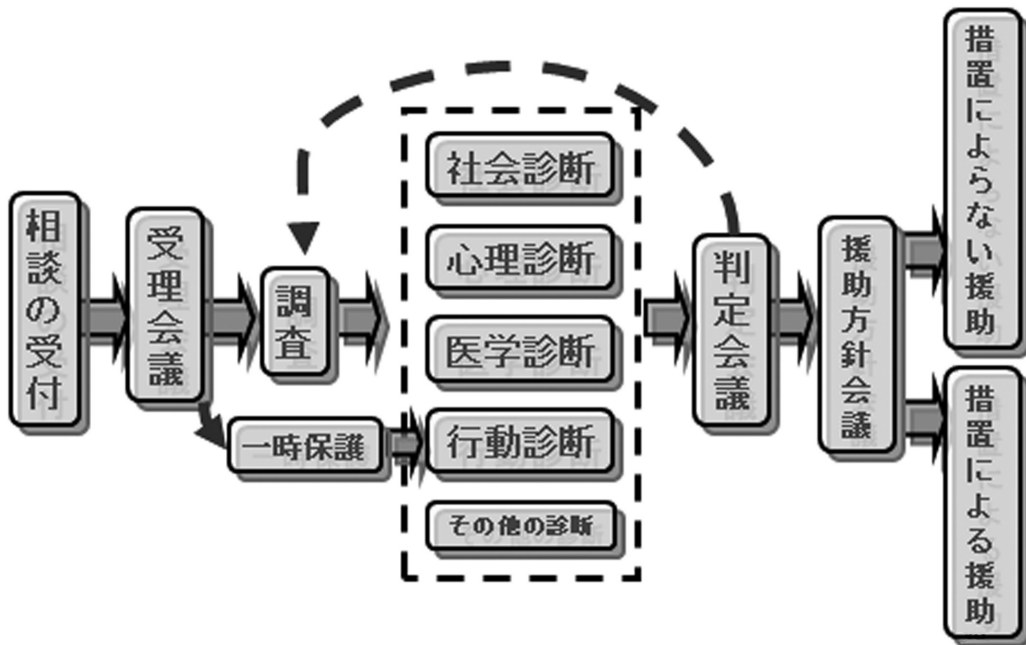


図1. 相談業務の流れ

（出典）運営指針を基に筆者作成

（4）児童相談所における相談種類と相談内容

児童相談所に対応する相談は、「養護相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」の4種類に大別される。その他、近年は非常に少数となった保健相談及びこれらに分類されないその他の相談がある。

表1はその相談種類と内容を示したものである。なお、右端の「相談受理件数」については、長崎県の2か所の児童相談所が2019（令和元）年度（注1、注2）に受理した各相談種類の件数を、参考までに記載している。総相談受理件数は6,117件であった。

表1. 相談種類と内容

相談種類	相談内容	相談受理件数
養護相談	虐待、保護者の家出・失踪、死亡、入院、家族関係不良等による養育に関する相談	2,207件 (36.1%)
障害相談	言語発達、知的障害、発達障害、重症心身等に関する相談	2,199件 (35.9%)
非行相談	ぐ犯（放置すれば犯罪に発展するような行為）、触法行為に関する相談	219件 (3.6%)
育成相談	落ち着きがない、乱暴等の性格行動、不登校、育児・しつけに関する相談	894件 (14.6%)
保健相談	未熟児、疾患等に関する相談	15件 (0.2%)
その他の相談	里親希望に関する相談、上記のいずれにも含まれない相談	583件 (9.5%)

(注1) 相談受理件数は2019(令和元)年度実績。

(注2) 2021年10月時点において、長崎子ども・女性・障害者支援センターのホームページ上で公表されている最新の業務実績は2019(令和元)年度分となる。

(出典) 長崎県子ども・女性・障害者支援センター業務概要「令和2年度業務概要(令和元年度実績)」を基に筆者が一部変更して作成

児童相談所は児童虐待に対応する機関というイメージがあるが、長崎県の児童相談所においては、虐待を含めた養護相談と並んで、障害児に関する相談である障害相談がほぼ同程度でそれぞれ3分の1強を占めている状況にある。なお、全国の児童相談所の2019(令和元)年度相談実績についても、養護相談(49.2%)の次に多いのが障害相談(34.8%)という状況にある。

相談種類別受付件数の2010(平成22)年度からの年度推移をまとめたものが表2及び図2である。養護相談は2015(平成27)年度あたりから明らかに増加を見せており、一方で養護相談以外の相談は大きな変化を見せていない。また、2018(平成30)年度までは障害相談が最も多かったが、2019(令和元)年度に養護相談が最多となっている。この背景には近年の虐待相談件数の増加があると思われる。なお、この間、2012(平成24)、2013(平成25)、2017(平成29)の3か年度を除き、前年度よりも相談件数が増加している状況にある。

表2. 相談種類別受付件数の推移

年度	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計	前年比
H22	988	9	2,585	125	693	718	5,118	-
H23	789	33	3,287	145	920	708	5,882	1.15
H24	863	25	2,349	174	976	519	4,906	0.83
H25	989	17	1,732	176	908	619	4,441	0.91
H26	1,048	14	1,966	232	608	817	4,685	1.05
H27	1,302	15	2,038	230	852	758	5,195	1.11
H28	1,822	33	1,979	256	846	1,135	6,071	1.17
H29	1,841	16	1,982	228	654	643	5,364	0.88
H30	2,101	4	2,060	249	798	562	5,774	1.08
R1	2,207	15	2,199	219	894	583	6,117	1.06

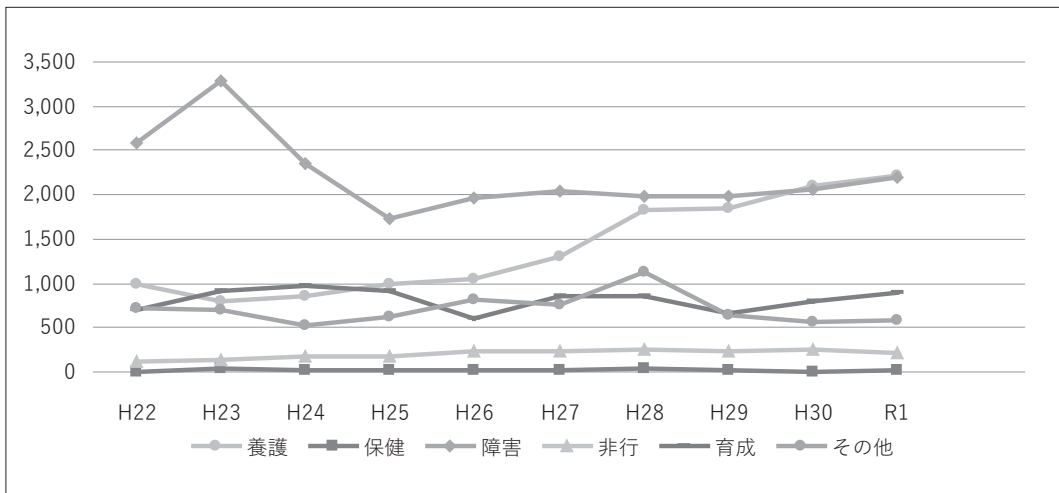


図2. 相談種類別受付件数の推移

(出典) 表2、図2共に、こども・女性・障害者支援センター業務概要を基に長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター樋口所長が作成

(5) 児童相談所の援助の種類と内容

児童相談所は受理した相談に対して、どのような援助を行っているのかを示したのが表3である。これも表1と同様、右端の「相談処理件数」については、長崎県の2か所の児童相談所が2019(令和元)年度に処理(対応)した件数を記載している。なお、総相談処理件数は6,252件であった。

児童相談所の対応で最も多いのは助言指導、次いで継続指導、他機関あっせんの順であり、これらはいずれも在宅支援としての対応となる。家庭環境や子ども本人の行動上の問題、障害等の

ため、一定期間、家庭からの分離を図る児童福祉施設への入所及び里親委託については、198件(3.2%)となっている。

表3. 援助の種類と内容

援助の種類	内容	相談処理件数
助言指導	1～3回程度の助言、指示等による指導	2,567件(41.1%)
継続指導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を数回以上にわたって継続する指導	1,464件(23.4%)
他機関あっせん	保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関にあっせんする指導	428件(6.8%)
児童福祉司指導	児童福祉司が家庭や学校等を訪問し、環境調整を行う	29件(0.5%)
児童家庭支援センター指導委託	家庭訪問や通所による指導を児童家庭支援センターに委託する	19件(0.3%)
福祉事務所送致等	福祉事務所にケースを送致し、支援・指導を要請する	25件(0.4%)
市町村指導委託	身近な場所で継続的に寄り添った支援が適切な場合、市町村に指導を委託する	1件(0.02%)
市町村送致等	市町村にケースを送致し、支援・指導を要請する	20件(0.3%)
訓戒・誓約	児童本人及び保護者に対し、訓戒を行い誓約書を提出させる指導	30件(0.5%)
児童福祉施設入所・通所	一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童を児童福祉施設に入所又は通所措置をとる	167件(2.7%)
里親委託	里親に委託を行う	31件(0.5%)
家庭裁判所送致	家庭裁判所に送致する措置	5件(0.1%)
障害児施設等への利用契約	利用契約の手続きを行う	77件(1.2%)
その他	上記のいずれにも該当しない処遇	1,389件(22.2%)

(注1) 相談処理件数は2019(令和元)年度実績。

(注2) 2021年10月時点において、長崎こども・女性・障害者支援センターのホームページ上で公表されている最新の業務実績は2019(令和元)年度分となる。

(出典) 長崎県こども・女性・障害者支援センター業務概要「令和2年度業務概要(令和元年度実績)」を基に筆者が一部変更して作成

（6）児童相談所の虐待対応

児童虐待防止法第6条は「児童虐待を受けたと思われる者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所（略）に通告しなければならない」として、虐待（疑い）通告を国民の義務と規定している。

さらに、上記の通告等を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所が行う子どもの安全確認や子どもの所属機関等に対する調査等の対応については虐待防止法第8条に定められている。

2007（平成19）年1月の運営指針の改定において、通告受理後の安全確認を48時間以内に行うことが望ましいとされたが、近年の度重なる虐待死亡事例への対応の反省により、通告受理から48時間以内の安全確認は最優先業務とされている。子どもの居住地を所管する行政機関（市町役場等）、所属する保育所、幼稚園、学校等及び家庭に対する安全確認や調査の結果、子どもの安全確保のために必要があれば躊躇なく一時保護を行うことも強く求められることとなった。なお、調査や相談対応の一環として、社会診断、心理診断、行動診断、医学診断等の専門的診断、法医学医師等による受傷の経緯に係る診察、診断、助言等、弁護士による法的助言等が実施されている。

さらに、通告後の安全確認や調査の結果、一時保護に至ったケースや在宅で調査を継続したケースについての対応としては、在宅支援もしくは家庭からの分離を図る措置のどちらかの判断がなされる。

周囲からの支援が期待できる等で虐待の再発危険性がさほど高くなく、児童相談所以外の機関による見守り等支援が確保できる場合、保護者の改善意欲が高い等、在宅でも継続して支援が可能な場合等は、在宅支援の実施となる。援助の種類としては、助言指導や継続指導、児童福祉司指導等である。一方で、前記のような条件が短期間では整わなかったり、物理的距離を置いてしっかりと親子の関係改善を図ることが望ましい等の状況がある場合、家庭からの分離を図る措置（児童福祉施設入所、里親委託等）となることが多い。

また、これらの施設入所及び里親委託に関して親権者の同意が得られない場合は、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に措置の承認を求める申し立てを行う。なお、一旦分離を図ったとしても、その後、児童相談所は家族の再統合を目指して支援を続けることとなる。

3. 児童虐待の現状（全国及び長崎県）等

（1）全国の状況

2020（令和2）年度に全国の児童相談所が対応した虐待件数は205,029件であり、2000（平成2）年の公表開始以降、増加の一途をたどっている。前年度比は5.8%増であり、2012（平成24）年度以降においては、増加幅は最も小さいものとなっている。全国の虐待対応件数の推移を示したものが図3となる。

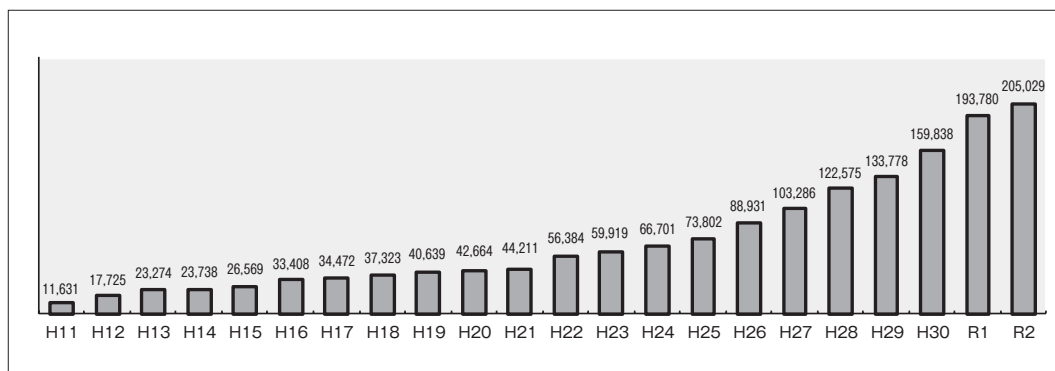


図3. 虐待相談対応件数（全国）

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

虐待の種類別で言えばこの約20万件の6割近くは心理的虐待であり、相談経路で言えば5割強が警察からの通告である。2019（令和元）年度と比較して虐待対応件数が増加した自治体からの聞き取りでは、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加したことが心理的虐待の増加要因とされており、近年の虐待件数の増加の要因のひとつは、子どもの面前でDVがあったと警察が認知した事例のすべてを児童相談所に通告するという体制が確立したことにあると考えられる。

一方、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」（厚生労働省2021）（以下、「第17次報告」）によれば、2019（令和元）年度の死亡事例は72例・78人（心中以外56例・57人、心中16例・21人）であり、前年度の死亡事例64例・73人（心中以外51例・54人、心中13例・19人）から増加している。

心中以外の死亡事例57人の分析では、

- ① 年齢 0歳児が28人（49.1%）で、うち0か月児が11人（39.3%）
- ② 虐待種類 身体的虐待17人（29.8%）ネグレクト13人（22.8%）
- ③ 主たる加害者 実母30人（52.6%）、実父3人（5.3%）
- ④ 妊娠期、周産期における問題 遺棄18人（31.6%）、予期しない妊娠/計画していない妊娠20人（35.1%）、妊婦健診未受診20人（35.1%）
- ⑤ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 養育能力の低さ13人（23.2%）、育児不安8人（14.3%）、精神疾患6人（10.7%）、うつ状態5人（8.9%）
- ⑥ 関係機関の関与 何らかの機関（市町村、保健センター、児童相談所）が関与39例（67.9%）という状況にある。

上記のデータからは、虐待死のリスク因子は乳児期にあることがわかる。さらに親になる心理的準備や現実的な基盤もないままの望まない妊娠（計画外妊娠）、養育者の心理的・精神的問題等、支えのない孤立無援な保護者の状況も想像されるものの、7割近くの事例に何らかの機関が関与していたことから、その関与の在り方や有効性等について検討の必要があると考える。

（2）長崎県の現状

①虐待対応件数の年度推移

長崎県子ども家庭課が2021年8月に公表した資料によれば、県内2か所の児童相談所が2020（令和2）年度中に対応した虐待件数は1,018件で、前年度の1,053件から35件減少（対前年度比96.7%）しているものの、過去最多となった前年度とほぼ同様の水準にあると思われる。2008（平成20）年度からの全国と長崎県の相談対応件数の推移を示したものが表4である。

長崎県における虐待対応件数は国の状況ほど増加の一途ではなかったものの、2015（平成27）年度あたりから増加傾向が著しいことがわかる。

表4. 相談対応件数の推移（全国、長崎県）

年度	H2	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
全 国	(100)	(3,875)	(4,016)	(5,121)	(5,442)	(6,058)	(6,703)	(8,077)	(9,378)	(11,133)	(12,151)	(14,518)	(17,601)	(18,622)	105.8%
	1,101	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029	
長崎県	(100)	(950)	(657)	(870)	(800)	(877)	(1,097)	(1,003)	(1,650)	(2,217)	(2,100)	(2,990)	(3,510)	(3,393)	96.7%
	30	285	197	261	240	263	329	301	495	665	630	897	1,053	1,018	

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

②市町の虐待対応件数

一方、県内21市町において対応した虐待件数については前年度の867件から152件減少し、715件（対前年度比82.5%）となっており、2018（平成30）年度と同水準となっている。昨年度が著しい増加率を示したため、減少幅は大きく見えるものの近年では高水準にあると言える。今回の減少の理由や減少傾向が続くかどうか等については注視する必要がある。

市町と児童相談所の虐待対応件数の年度推移を示したものが表5及び図4である。2020（令和2）年度に市町と児童相談所が対応した虐待件数は合計で1,733件となり、前年度比90.3%となっている。

表5. 虐待相談対応件数（市町、児童相談所）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
市町計	427	470	471	385	501	719	867	715	82.5%
児相計	329	301	495	665	630	897	1,053	1,018	96.7%
県合計	756	771	966	1,050	1,131	1,616	1,920	1,733	90.3%

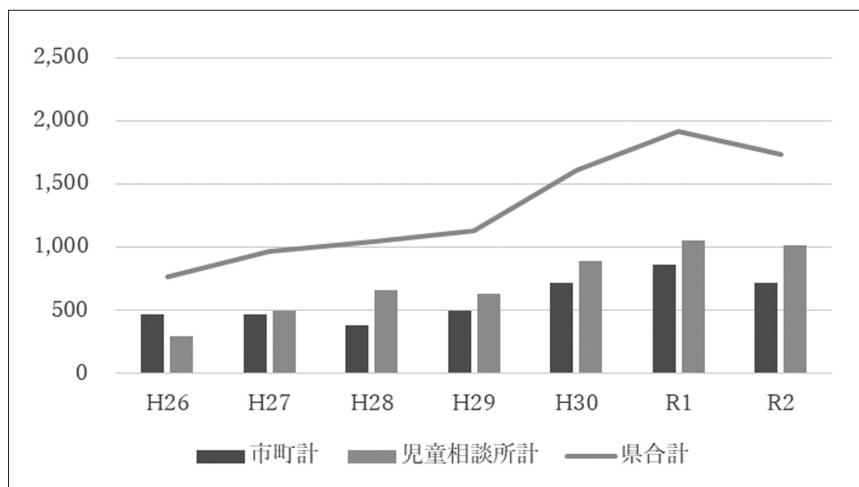


図4. 県内市町及び児童相談所における相談対応件数

(出典) 表5、図4共に、長崎県こども家庭課「令和2年度 児童相談所(長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター)における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27を基に筆者が作成

③虐待種類別対応件数

虐待種類別に見ると、表6のとおり、心理的虐待が585件(57.5%)で最多、次に身体的虐待が245件(24.0%)、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)が174件(17.1%)、性的虐待が14件(1.4%)となっている。心理的虐待の次にネグレクトが多かった2019(令和元)年度と比べると全国の状況に近くなっている。同様に、全体の6割近くが心理的虐待となっていること、④の相談経路別対応件数では警察からの相談が5割近いことを併せると、警察が関与した面前DVの通告による心理的虐待が多くを占めていると考えられる。

また、長崎県こども家庭課(2021)は、「身体的虐待として通告された世帯の被虐待児童への虐待を目撃したきょうだいに関し、心理的虐待が行われたものとして対応した件数が増加したことが考えられる」と分析している。「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省2013)によれば、きょうだいに直接虐待が行われていることが確認できない場合も、虐待の場面に直接または間接的に遭遇しており、きょうだいに心理的外傷が与えられている可能性が高いことから心理的虐待として対応すべきとされている。この取り扱いが徹底された結果、心理的虐待件数が増加したということは、ある意味、虐待のとらえ方の範囲の拡大という側面も含まれると考える。

表6. 虐待種類別件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
(%)	(100.0)	(24.4)	(1.1)	(59.2)	(15.3)
全国令和2年度	205,029	50,033	2,251	121,325	31,420
(%)	(100.0)	(24.0)	(1.4)	(57.5)	(17.1)
長崎県2年度	1,018	245	14	585	174
(%)	(100.0)	(22.9)	(2.0)	(46.6)	(28.5)
長崎県元年度	1,053	241	21	491	300

(出典) 長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

表7及び図5は、2008（平成20）年度から2020（令和2）年度までの虐待種類別件数の推移を示している。これによると心理的虐待が明らかに増加し始めたのは2016（平成28）年度であり、④相談経路別対応件数の分析結果としての警察からの通告が増加し始めた時点と一致が見られる。このことから、心理的虐待の増加と警察からの通告の増加の間に相関関係があると推測され、面前DV通告の増加による心理的虐待の増加を裏付けているものと考えられる。おそらく、このころから、面前DVとして警察が認知した事例に関する児童相談所への全件通告が徹底されたのであろう。

表7. 虐待種類別件数の推移

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H20	96	19	57	113	285
H21	78	11	36	72	197
H22	90	11	53	107	261
H23	69	8	59	104	240
H24	76	11	90	86	263
H25	98	9	84	138	329
H26	98	10	84	109	301
H27	127	24	134	210	495
H28	163	21	243	238	665
H29	149	10	301	170	630
H30	196	11	486	205	898
R1	241	21	491	300	1,053
R2	245	14	585	174	1,018

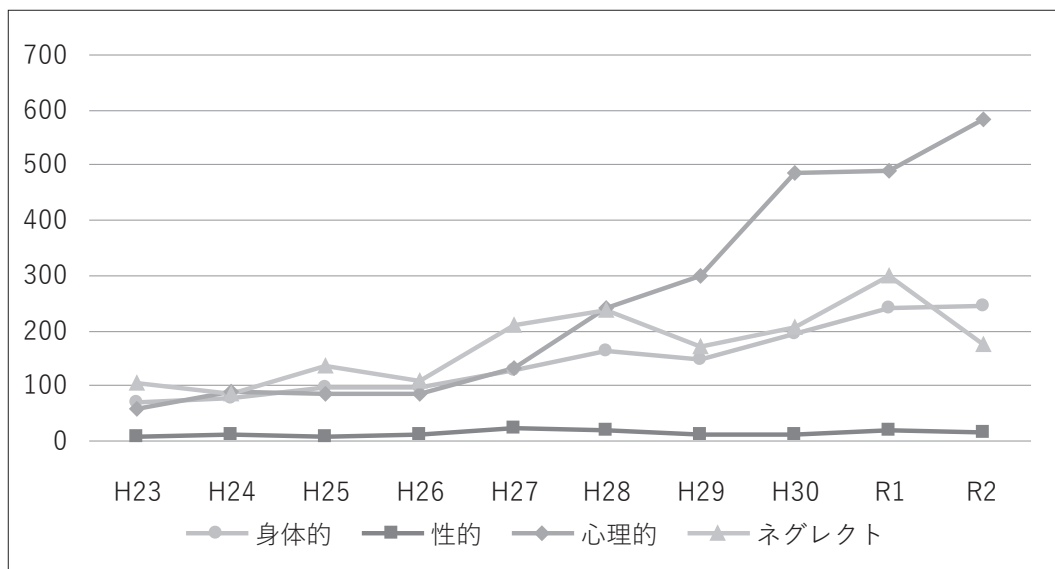


図5. 虐待種類別件数の推移

(出典) 表7、図5共に、こども・女性・障害者支援センター業務概要を基に長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター樋口所長が作成

④相談経路別対応件数

相談経路別に見ると、表8のとおり、警察等からの相談が464件（45.6%）、次に福祉事務所が93件（9.1%）、児童相談所が81件（8.0%）、家族・親戚が79（7.8%）、学校等が79件（7.7%）となっている。

警察、福祉事務所からの相談は若干減少しているものの、家族・親戚、学校等からの相談件数は増加している。関係機関の児童相談所への通告・相談に対する積極的な姿勢すなわち関係機関との連携強化が図られていることが窺える。

なお、児童相談所を経路とする相談件数が増加している背景には、2018（平成30）年以降続発した虐待死亡事例において、都道府県間の移動に伴う情報共有がなされていなかったことへの反省を踏まえ、このような虐待事例に関する情報共有やケース移管に係る徹底を求める各種通知等が厚生労働省から発出されたこと等が背景にあると考える。

表8-1. 相談経路別対応件数

	総数	児童本人	家族・親戚	近隣・知人	児童委員	児童福祉施設・保育所	福祉事務所	警察等	医療機関	学校等	その他
(%)	(100.0)	(1.0)	(8.2)	(13.5)	(0.1)	(1.5)	(4.7)	(50.5)	(1.7)	(7.2)	(11.6)
全国令和2年度	205,029	2,115	16,763	27,641	150	2,953	9,727	103,619	3,427	14,675	23,959
(%)	(100.0)	(1.7)	(7.8)	(3.6)	(0.0)	(0.7)	(9.1)	(45.6)	(1.3)	(7.7)	(22.5)
長崎県2年度	1,018	17	79	37	0	7	93	464	13	79	229
(%)	(100.0)	(0.9)	(6.6)	(4.8)	(0.3)	(1.0)	(9.5)	(48.3)	(2.6)	(5.9)	(20.1)
長崎県元年度	1,053	9	69	51	3	11	100	509	27	62	212

表8-2. 相談経路別対応件数「その他」の内訳件数

	都道府県（※）	市町（※）	児童相談所	児童家庭支援センター	家庭裁判所	その他
(%)	(1.5)	(2.4)	(8.0)	(0.2)	(0.0)	(10.4)
長崎県2年度	15	25	81	2	0	106
(%)	(5.2)	(4.5)	(6.5)	(0.0)	(0.0)	(3.9)
長崎県元年度	55	47	69	0	0	41

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

表9及び図6は、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの主な経路別相談対応件数の推移を表したものである。2016（平成28）年度からは毎年度警察からの相談が最多となっている（その他を除けば、実質的には2014（平成26）年度から最多であったと解される）。③虐待種類別相談件数欄で既述したとおり、警察からの相談件数の増加と心理的虐待の増加が時期を一にしていることからこの両者の相関関係が見て取れる。

表9. 相談経路別対応件数の推移

年度	児童本人	家族	近隣	福祉	警察等	学校等	その他	計
H23	5	43	36	29	26	26	75	240
H24	5	33	31	34	38	18	104	263
H25	8	37	55	36	58	40	95	329
H26	11	27	35	49	68	20	91	301
H27	17	41	67	92	95	58	125	495
H28	11	59	59	133	195	54	154	665
H29	3	41	57	87	273	46	123	630
H30	4	58	47	114	425	76	174	898
R1	9	33	51	100	509	62	289	1,053
R2	17	79	37	93	464	79	249	1,018

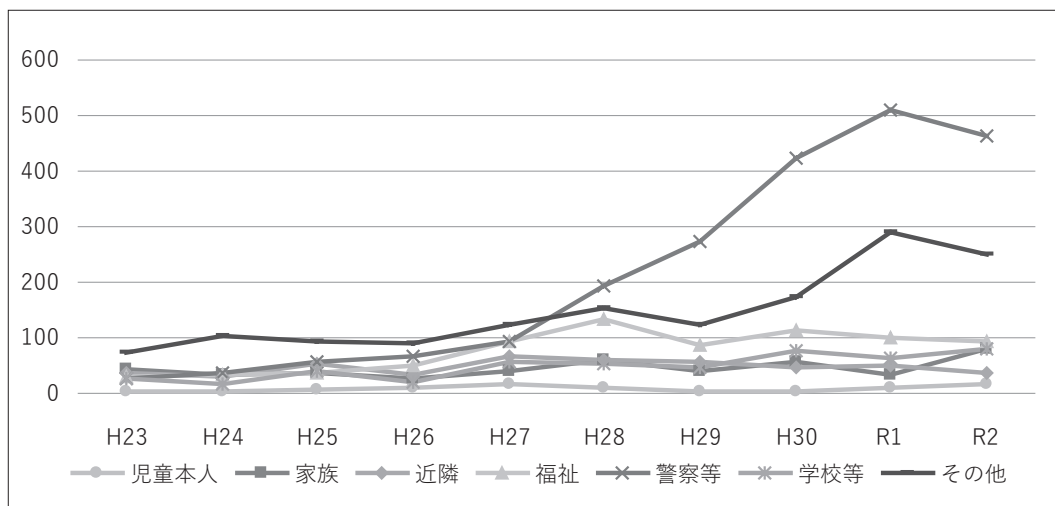


図6. 相談経路別対応件数の推移

(出典) 表9、図6共に、こども・女性・障害者支援センター業務概要を基に長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター樋口所長が作成

⑤主たる虐待者

主たる虐待者については、表10のとおり、実父482件（47.3%）、実母421件（41.4%）で、実の両親が全体の9割を占めている。依然として実親による件数が圧倒的多数である。また、実父母以外に目を移すと、実母以外の母よりも実父以外の父が多くなる。

一方、経年推移を示す表11及び図7を見てみると実父の件数が増加しているのは、2015（平成27）年度、2016（平成28）年度あたりからであり、④相談経路別対応件数の表9で示したとおり、警察からの通告件数が増加し始めたころと概ね一致することから、面前DVの主な加害者が父であることが要因として考えられる。

表10. 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
(%)	(100.0)	(47.3)	(6.8)	(41.4)	(0.8)	(3.7)
長崎県2年度	1,018	482	69	421	8	38
(%)	(100.0)	(47.9)	(7.6)	(42.3)	(0.5)	(1.7)
長崎県元年度	1,053	504	80	446	5	18

(出典) 長崎県こども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

表11. 主たる虐待者別件数の推移

年度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H23	51	19	154	3	13	240
H24	67	35	149	4	8	263
H25	74	24	215	4	12	329
H26	82	26	158	3	32	301
H27	145	31	277	1	41	495
H28	209	56	349	3	48	665
H29	285	43	289	4	9	630
H30	454	70	359	5	9	897
R1	504	80	446	5	18	1,053
R2	482	69	421	8	38	1,018

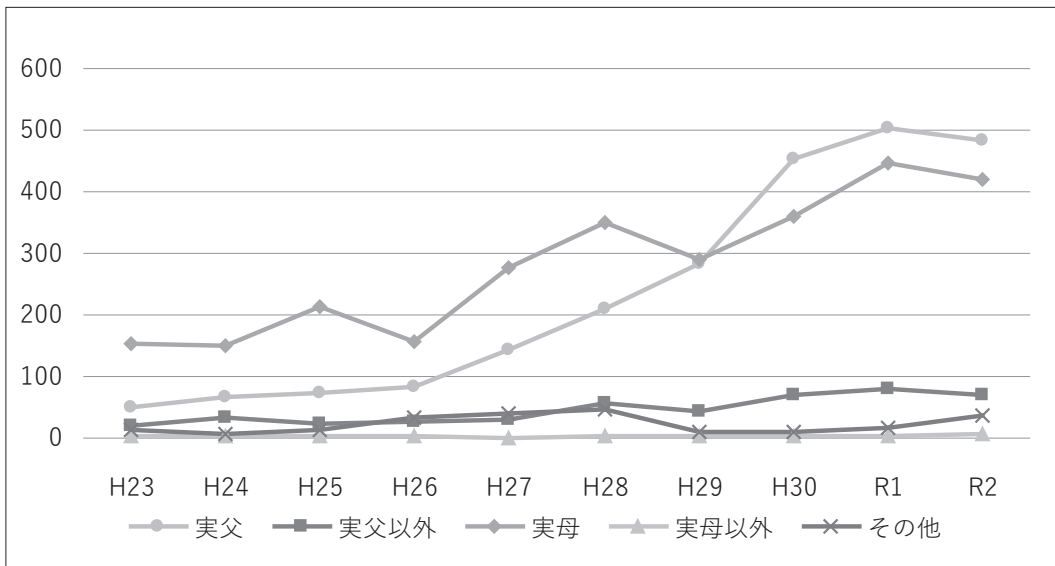


図7. 主たる虐待者別件数の推移

(出典) 表11、図7共に、こども・女性・障害者支援センター業務概要を基に長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター樋口所長が作成

⑥虐待児童の年齢区分

表12のとおり、0～3歳が285件（28.0%）、4～6歳が172件（16.9%）となっており、乳幼児（未就学児）が全体の約半数を占めている。学籍区分で言えば、次に多いのが小学生（7～12歳 351件 34.5%）、次が中学生（13～15歳 142件 13.9%）となる。0～3歳児の多さは2018（平成30）年度からの傾向であるが、増加の要因は明確でない。低年齢そのものがハイリスクであるので、増加の要因については詳細な分析が必要であろう。また、乳幼児への虐待に関しては、子どもの所属する保育所、幼稚園、認定こども園等による虐待予防的子育て支援や市町の母子保健領域における妊娠期からの対応等が望まれる。

表12. 虐待児童の年齢区分

	総数	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	不明
(%)	(100.0)	(28.0)	(16.9)	(16.7)	(17.8)	(13.9)	(6.7)	(0.0)
長崎県2年度	1,018	285	172	170	181	142	68	0
(%)	(100.0)	(29.5)	(19.8)	(18.3)	(15.2)	(11.8)	(5.4)	(0.0)
長崎県元年度	1,053	311	208	193	160	124	57	0

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

⑦措置内容別対応件数

表13のとおり、面接指導が862件（84.7%）、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが55件（5.4%）となっており、施設入所等の割合は2019（令和元）年度より減少している。2019（令和元）年度は、過去9年間の虐待対応件数に占める施設入所等措置の割合が漸減していた中での増加であったことから、2020（令和2）年度は従来の傾向に戻ったとも考えられる。

児童虐待相談において、子どもの安全を最優先とした対応が求められる中で、児童相談所が子どもを家庭から一旦分離して安全を確保する施設入所等措置がどのように推移するのか、今後も経過を見る必要がある。

表13. 措置内容別対応件数

事 項	長崎県（令和元年度）		長崎県（令和2年度）	
	件数	%	件数	%
施設入所措置	63	6.0	52	5.1
児童養護施設	45	4.3	40	3.9
乳児院	12	1.1	3	0.3
児童自立支援施設	1	0.1	2	0.2
児童心理治療施設	3	0.3	0	0.0
その他の施設	2	0.2	7	0.7
里親委託	5	0.5	3	0.3
面接指導	891	84.6	862	84.7
助言指導	130	12.3	193	19.0
継続指導	711	67.5	639	62.8
他機関あっせん	50	4.8	30	2.9
児童福祉司指導	19	1.8	15	1.5
その他	75	7.1	86	8.4
合 計	1,053	100.0	1,018	100.0

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

⑧一時保護状況

虐待対応において児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは表14のとおり313件であり、前年度より36件減少している。対応件数全体に占める一時保護件数の割合も、2019（令和元）年度の34.8%から30.7%へと減少しており、2018（平成30）年度の30.8%と同水準にある。

⑦措置内容別対応件数欄にも書いたとおり、子どもの安全最優先の対応を求められる児童相談所として、一旦分離して安全を確保し、慎重に調査を進めるという判断に立つならば、今後も一定数の一時保護が実施されることが想定される。一方で、2021年11月現在、厚生労働省において一時保護に関する更なる司法審査の導入が検討中であり、新たな仕組みの導入によって一時保護の実施に変化があるのか否か等について慎重に観察する必要がある。

一時保護の実施場所については、一時保護所が143件（45.7%）、一時保護委託（一時保護所以外）が170件（54.3%）となっており、一時保護委託は前年度より微減しているものの、高水準を維持している状況にある。この背景には、一時保護ガイドライン（厚生労働省2018b）の「子どもの安全を確保するための閉鎖的環境で保護する期間は、（略）必要最小限とし、（略）速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する」方針に従った考え方があるものと推測され、今後

も子どもの権利擁護の観点から一時保護委託が推進される可能性は高く、一時保護専用施設の設置・活用を含め、委託先となる児童福祉施設や里親との連携の強化が求められる。

表14. 一時保護状況

事 項	長崎県（令和元年度）		長崎県（令和2年度）	
	件数	%	件数	%
一時保護所	155	44.4	143	45.7
一時保護委託	194	55.6	170	54.3
児童養護施設	100	28.6	88	28.1
乳児院	25	7.2	22	7.0
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0
児童心理治療施設	1	0.3	0	0.0
障害児関係施設	2	0.6	8	2.6
その他の施設	0	0.0	0	0.0
警察署	39	11.2	42	13.4
里親	12	3.4	5	1.6
その他	15	4.3	5	1.6
合 計	349	100.0	313	100.0

（出典）長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保子ども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

⑨立ち入り調査

児童虐待防止法第9条に基づく立入調査を行った事例は、表15のとおり0件となっている。

立入調査は、子どもの安全確認や保護者等との接触ができず虐待のおそれがある時に子どもの居所に立ち入って必要な調査を行い、保護者が正当な理由なく拒否すれば罰則もあるという法的権限に基づく強力な介入方法である。

長崎県においては、例年1件発生するか否かという状況であったが、前年度は5件と例年になく多い実施状況であったため、子どもの安全最優先の強化の結果と推測された。とすれば、2020（令和2）年度は子どもの安全最優先の強化をどのように考えたかであるが、これまで述べてきたように、その基本方針はありつつも、現実的な対応として立ち入り調査に至る前に家庭訪問を粘り強く繰り返したり、関係機関との連携等により子どもと家庭の状況を把握する努力がなされたものと思われる。立ち入り調査は、子どもの安全を確認するためには有効な方法であり、必要な場面では躊躇なく選択することが重要であるが、一方で保護者に対する強制性も高いことから、実施に当たっては慎重な判断と綿密な準備が必要であることは言うまでもない。

表15. 立ち入り調査

長崎県（25年度）	長崎県（26年度）	長崎県（27年度）	長崎県（28年度）	長崎県（29年度）	長崎県（30年度）	長崎県（元年度）	長崎県（2年度）
0件（0名）	0件（0名）	1件（1名）	0件（0名）	1件（1名）	1件（1名）	4件（4名）	0件（0名）

（出典）長崎県こども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」2021. 8. 27

4. 課題

本稿では、児童相談所の虐待対応と長崎県の児童相談所における虐待対応件数の動向について見てきた。ここから見えてきた課題について、以下に3点述べる。

1 点目は虐待対応件数の増減の要因に関する分析についてである。2019（令和元）年度は全国、長崎県共に過去最多を示したが、2020（令和2）年度については、全国は最多を更新しつつもその増加率はこれまでと比較すると鈍化の傾向が見て取れ、長崎県においては微減という結果であった。果たして虐待の発生は抑制傾向にあるのか、それとも、コロナ禍において潜在しているのか。コロナ禍による子ども側の休校や分散登校、オンライン授業の増加、親側の在宅勤務やリモートワークの増加など、親子が共に過ごす時間の増加による虐待リスクの高まりの可能性の一方で、子どもの所属機関（学校や幼稚園、保育所等）での虐待の兆候の発見が難しくなり通告が減少しているとも言われている。その状況を丁寧に確認、分析し、今後ともに注視する必要があると感じている。

2 点目はDVが関与する虐待ケースへの対応についてである。本稿でも記したとおり、ここ数年、警察からの面前DVを理由とした通告ケースは増加していて、その多くが心理的虐待と分類されていると思われる。もともと、外傷や体重減少等の兆候や結果が見える虐待である身体的虐待やネグレクトと比較すると、心理的虐待は見えづらく評価も困難で、それゆえに保護者へのアプローチの難しさもある。加えて、DV関連の虐待ケースとしては、心理的虐待だけでなくそれ以外の虐待種類でDVが背景にある場合もある。

児童相談所のDV通告対応に関して、さいたま市の児童相談所長でもある山下（2021）は、短期的な重症度評価があいまいな事例が多く、99.5%が非常に短い期間で終結していると指摘している。また、山下（2021）が主張するように、次から次へと虐待事例への対応を迫られる現在の過酷な児童相談所業務の中では、DVを十分に評価して対応する余裕もシステムもないのが現状でもあろう。しかしながら、DVが子どもに及ぼす影響は極めて大きく、友田（2017）はアメリカでの研究結果を基に、DV目撃と暴言による虐待の組み合わせがもっとも重篤なトラウマ反応をもたらすと警鐘を鳴らしている。

今回分析の対象とした統計データからは、これらのケースへの対応の詳細は見えなかったが、この子どもに及ぼす影響の大きさと虐待件数において多くを占めている現状を踏まえると、DV関連ケースにいかにか適切かつ効果的に対応できるかは大きな課題と考える。長崎県の児童相談所は、2箇所とも配偶者暴力相談支援センターを併せ持つ総合相談機関であり、両者の強みを相互

に生かし合える更なる工夫と、司法や警察、市町（要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点、子ども子育て包括支援センター等）をはじめとした他領域との新たな視点での連携が望まれる。

最後の3点目であるが、前回の報告でも指摘した児童相談所の虐待対応状況（統計）に関する分析の問題である。前回も述べたとおり、現在の統計データの集計のみでは必ずしも詳細かつ正確な分析ができるとは言えず、さらに、その背景（経済状況、保護者及び子どもの障害等特性等）に関する分析には至らない。しかしながら、その分析を過酷な児童相談所現場に求めることは非現実的である。児童相談所内外に企画部門的な部署を置いてデータ分析を行う、一部の先進自治体で実施されているようにAIを導入する等の対策を講じて、蓄積された分析結果等からよりの確なりリスクアセスメントやケース展開の予測に生かすなどの効果が期待できるのではないかと考える。

5. おわりに

児童虐待への対応とは、子どもの安全を守ることに他ならない。そして、子どもの安全を守るためには一人やひとつの機関で対応できるものではない。本稿では児童相談所の虐待対応について見てきたが、そのほとんどのケース対応において、児童相談所だけでなく、多くの機関との連携があったものとする。

「ひとりの子どもを育てるには村中みんなの力が必要」—このアフリカの古い諺が、コロナ禍の今の日本の孤立した育児状況を救ってくれるように思う。一人でも多くの子どもの安全と権利を守るために、多くの人と機関がつながること、社会全体で子どもを育むことが重要であろう。そのような社会の実現を願ってやまない。

謝辞：本稿の執筆に際し、多大なご協力をいただいた長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課こども支援班係長山口拓哉様並びに長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター所長樋口昌巳様に心よりお礼申し上げます。

参考文献

- 柿田（2021）「長崎県における児童虐待の現状と課題」 児童教育支援センター年報・第15号 長崎純心大学 19-34
- 厚生労働省（2021）「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」2021. 8. 27
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf>
- 厚生労働省（2013）「子ども虐待対応の手引き」（雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/.../130823-01.html>
- 厚生労働省（2018a）児童相談所運営指針（児発第133号厚生省児童家庭局長通知）
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」2021. 8. 27
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00002.html

柿田多佳子・長崎県における児童虐待の現状と課題（第2報）
～児童相談所の対応から見えるもの～

厚生労働省（2018b）一時保護ガイドライン（子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）<https://www.mhlw.go.jp/content/000477825.pdf>

長崎県子ども家庭課「令和2年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」（報道発表資料）2021. 8. 27

長崎県（2019）こども・女性・障害者支援センター業務概要「令和2年度業務概要（令和元年度実績）」<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/soshikiannai/gyoumugaiyou/>

友田明美（2006）『癒されない傷—児童虐待と傷ついていく脳』 診断と治療社

友田明美（2017）『子どもの脳を傷つける親たち』 NHK出版新書

山下浩（2021）「児童虐待としてのDV」 こころの科学219号 日本評論社 23-29